

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年9月5日(木)午後1時52分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	(欠		員)		
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 5番 吉川敏彦
 6番 上田幸子

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶原哲郎
農業委員会事務局	田口雄基
農業委員会事務局	高橋華寿紀

6. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可)
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による(一時転用)
許可申請に対する意見について
(5条一時転用許可)
- 議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状
況の確認について(納税猶予(出口))
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決
定について(利用権設定)
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転
用届出について(5条届出)
- 報告第2号 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約)

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和元年第9回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

それでは、本日の出席委員は、農業委員が13名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 1件
- 農地法第5条第1項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見について(5条一時転用許可)
1件
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口)) 13件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 17件
- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出) 2件
- 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約) 1件

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員の指名をいたします。5番の吉川委員、6番の上田委員。どうぞよろしくお願いをいたします。

それではまず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第1号受付番号15につきましては、報告第2号受付番号4農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約と関

(会長)

連する内容でございますので、合わせて、一括して審議と報告をしたいと思っております。事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる8月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 1 番 藪内委員
- 1 0 番 西村職務代理者
- 1 3 番 林勉委員
- 1 4 番 田口委員
- 1 5 番 曾束委員
- 1 6 番 南秀和委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号15につきまして議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

本件の該当地につきましては、使用貸借による権利の設定がなされておりましたが、この度借手さんのほうが所有権を取得をすることになりましたので、事前に合意解約がなされております。使用貸借の合意解約につきましては、議案書39ページ、いちばん最終のページでございます。いちばん最終のページ、報告第2号受付番号4のほうもご覧ください。このような内容で、使用貸借のほうが事前に解約がなされておるところでございます。また、本件につきましては令和元年8月19日付けで会長専決させていただきましたことを申し添えておきます。

この案件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また、議案書2ページにお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました

- (事務局) 農地法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。会長よろしく申し上げます。
- (会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。
- (●●委員) 議案第1号受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) ただ今、議案第1号受付番号15及び報告第2号受付番号4の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第1号受付番号15に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、議案第1号受付番号15について許可することと決定をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による一時転用の許可申請に対する意見について、5条一時転用許可を議題といたします。
これから審議をしていただく、議案第2号受付番号3につきましては、●●委員に関する案件でございますので、農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限により退出をお願いをいたします。

(●●委員 午後1時58分 退席)

(会長) それでは受付番号3につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第2号受付番号3につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちら備考欄にありますとおり、令和2年の12月末までの一時転用の案件でございます。こちらの使用目的につきましては、工事車両用の進入路でございます、こちら備考欄にありますとおり、●●●●●●という所の家屋の解体及び新築並びに擁壁設置工事のため、一時的に農地をこのような進入路に使われるというような案件でございます。工事完了後、農地に原形復旧されるというふうにかがっておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

また、議案書4ページ、5ページにお付けしております農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)もご覧になり、審議をお願いいたします。会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われま。

(会長) 議案第2号受付番号3の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよう
うでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3を
許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願い
いたします。

全員挙手ということで、よって、許可相当として京
都府に進達をいたします。

(●●委員 午後2時1分 入室)

(会長)

続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に係る特
例農地等の利用状況の確認について、納税猶予(出口)
を議題といたします。

受付番号3について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号3につきましては議案書6ペ
ージをご覧ください。内容につきましては記載のとおり
でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真3ページをご覧ください。会長よろしくお願いま
す。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろし
くお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号4につきまして、現地調査の報
告をさせていただきます。

本件、特に問題ないものと思われま

す。受付番号3でございます、すみません。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号3の説明と報告が終わ
りました。この件について、何かご意見ご質問はござ
いませつか。

(会長)

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして受付番号4について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号4につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第3号、今度は受付番号4でございます。

現地調査をして、本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号4の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号4について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告します。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号5につきましては、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会会議規則第20条に基づき議事参与の制限によりまして、退席をお願いをいたします。

(●●委員 午後2時4分 退席)

(会長)

それでは受付番号5について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号5につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページと6ページをご覧ください。会長よろしくお願ひします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を引き続き●●委員、よろしくお願ひいたします。

(●●委員)

それでは続きまして、議案第3号受付番号5についての現地調査報告をいたします。

本件の該当地につきましても、特に問題ないものと認めます。

(会長)

議案第3号受付番号5の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。それでは採決に入ります。議案第3号受付

(会長) 番号5について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

(●●委員 午後2時5分 入室)

(会長) それでは続きまして、受付番号6について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第3号受付番号6につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページから9ページ、7、8、9の3ページでございます。こちらのほうをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を引き続き●●委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員) それでは続きまして、議案第3号の受付番号6につきましての現地調査の報告をいたします。

本件の該当地につきましても、特に問題ないものと思われまます。

(会長) 議案第3号受付番号6の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、●●委員。

(●●委員) すみません、現地調査してもらっているんですけど、写真見ると、なんか9ページがどうなんかなとい

(●●委員) う疑問があるんですけど。現地の写真のほう。

(事務局) 事務局から補足の説明をさせていただきますと、9ページ左側の写真ですが、ちょっと奥のほうに野菜の作付がなされておりました。右側でございますが、こちらのほうは特に作付等はなされていないんですけども、特に砂利敷きになっておるとかそういうわけではなく、保全管理されておるのではないかなと考えておるところでございます。

(会長) ●●委員、よろしいですか。

(●●委員) なんか、駐車場みたいに見えたさかいにね。

(会長) 駐車場じゃないんやね。

(事務局) はい。

(会長) 保全管理。

(●●委員) はい、結構です。

(会長) よろしいですか。他、何かご意見ございませんか。それでは、他にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号6について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして受付番号7について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号7につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、●●委員、引き続きよろしくお願いたします。

(●●委員)

続きまして、議案第3号の受付番号7についての現地調査を報告いたします。

この該当地につきましても、特に問題ないものと思われます。きれいにされておりました。

(会長)

ご苦労様でした。議案第3号受付番号7の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号7について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして受付番号8について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号8につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局) 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 1 ページと 1 2 ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員) 続きまして、議案第 3 号の受付番号 8 につきましての現地調査報告をいたします。

この案件につきましても、特に問題ないものと思われれます。適正に管理されておりました。

(会長) はい、ご苦労様でした。議案第 3 号受付番号 8 の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 8 について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして受付番号 9 に入りたいと思います。まず、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 9 につきましては議案書 1 2 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 3 ページと 1 4 ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員) 議案第3号受付番号9の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 議案第3号受付番号9の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

受付番号9です。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号9について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして受付番号10について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第3号受付番号10につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページと16ページをご覧ください。会長よろしくお願いたします。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●● 委員)

議案第3号受付番号10の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地についても、特に問題ないものと思われます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号10の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号10について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして受付番号11と受付番号12ですね、14ページと15ページになりますが、については、対象農地が同じでございますので、一括して審議をいたします。それでは、まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号11につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

また、議案第3号受付番号12につきましては議案書次のページ、15ページをご覧ください。こちら、受付番号11、12につきましては、相続時に2分の1ずつ相続されたというような案件でございます。内容については記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真17ページをご覧ください。会長よろしくお願いま

(事務局)

す。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひします。

(●●委員)

議案第3号受付番号11と受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号11と受付番号12の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。共有地ですね、11と12と。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号11と受付番号12について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして受付番号13について、事務局より説明を願ひします。

(事務局)

議案第3号受付番号13につきましては議案書16ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真18ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、報告をよろしく申し上げます。

(●●委員) 議案第3号受付番号13の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 議案第3号受付番号13の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号13について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして受付番号14ですね、14に入ります。受付番号14について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第3号受付番号14につきましては議案書17ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真19ページをご覧ください。それでは会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を引き続き●●委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

議案第3号受付番号14の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号14の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号14について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして受付番号15について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号15につきましては議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真20ページと21ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を引き続き●●委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

議案第3号受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われ

(●●委員) れます。

(会長) ただ今、議案第3号受付番号15の説明と報告が終わりました。この件について、特にご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号15について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして、議案第4号に移りたいと思います。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

これから審議をいただく議案第4号受付番号46については、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、退出をお願いいたします。

(●●委員 午後2時22分 退席)

(会長) それでは受付番号46について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第4号受付番号46につきましては議案書19ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真22ページをご覧ください。

(事務局) 利用権の設定につきましては、本日17件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員) 議案第4号受付番号46の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) ただ今、議案第4号受付番号46の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

利用権の設定ですけど、よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号46について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時24分 入室)

(会長) 続きまして受付番号47について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第4号受付番号47につきましては議案書20ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 3 ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

議案第 4 号受付番号 4 7 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第 4 号受付番号 4 7 の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 4 7 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号 4 8 ですね。それでは、受付番号 4 8 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 4 号受付番号 4 8 につきましては議案書 2 1 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 4 ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を引き続き曾東委員、よろしく願いいたします。

(●●委員) 議案第4号受付番号48の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) ただ今、議案第4号受付番号48の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号48について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号49について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号49につきましては議案書22ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真25ページをご覧ください。会長よろしく願いいたします。

(会長) それでは、現地調査の報告をよろしく願いいたします。

(●● 委員)

議案第4号受付番号49の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号49の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号49について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号50から受付番号53につきましては、借主が同じでございますので、一括して審議をいたしたいと思っております。それではまとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号50につきましては議案書23ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真26ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号51につきましては次のページ、議案書24ページと25ページをご覧ください。25ページにつきましては、貸し手の持分が記載されておるところでございます。その他の内容につきましては記載のとおりでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真27ページをご覧ください。

(事務局)

続きまして、議案第4号受付番号52につきましては議案書26ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真28ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号53でございますが、こちらは議案書27ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真29ページと30ページをご覧ください。なお、こちらの29ページにございます下側の写真、●●●●●●●の5につきましては、現調時ではこのような状況でございましたが、直近の写真ということで本日お配りさせていただいておりますこういった写真が大きく2枚印刷させていただいた書類でございますけれど、こちら9月3日時点では、このような状況となっておりますところでございます。それでは会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を引き続き●●委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号50から53につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号50から受付番号53の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。本日、提出された写真もございませんけど、よろしゅうございますか。よろしいですか。はい、それでは、特にご意見ご質問もないようござ

(会長)

います。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号50から受付番号53について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きましてこちら受付番号54から受付番号56については、借主が同じでございますので、一括して審議をいたしたいと思っております。それでは、まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号54につきましては議案書28ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真31ページをご覧ください。

また続いて、議案第4号受付番号55につきましては議案書29ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真32ページをご覧ください。

続いて、議案第4号受付番号56につきましては議案書30ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真33ページをご覧ください。それでは会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●●委員)

議案第4号受付番号54、55、56につきましては、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●●委員) 本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長) ただ今、議案第4号受付番号54から56の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませ

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないよう

でございます。それでは採決に入ります。議案第4号受付番号54から受付番号56について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいた

します。全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号57について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第4号受付番号57につきましては議案書31ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおり

でございます。所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真34ページを

ご覧ください。なお、この34ページ下側2枚、●●●●●●●●でございますけれども、左側のコンテナがあるほう

が道路側になっております。このコンテナの奥のほうに、右側に印刷させていただいて

おりますハウスが建っておるといような状況でございます。それでは会長よろしくお

願いいたします。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお

(●●●委員)

議案第4号受付番号57の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号57の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

引き続き利用権の設定です。よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号57について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号58と受付番号59につきましては、これも借主が同じでございますので、一括して審議をいたします。それではまとめて、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号58につきましては議案書32ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真35ページをご覧ください。

また、議案第4号受付番号59につきましては議案書33ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真36ページをご覧ください。それでは会長よろしくお願いいたします。

(会長) それでは、現地調査の報告を引き続き●●●委員、よろしく申し上げます。

(●●●委員) 議案第4号受付番号58と受付番号59につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長) ただ今、議案第4号受付番号58と受付番号59の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号58と受付番号59について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号60と受付番号61、これにつきましても、借主が同じでございますので、一括して審議をいたしたいと思っております。それではまとめて、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号60につきましては議案書34ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真37ページをご覧ください。

また、議案第4号受付番号61につきましては議案書35ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局) 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 38 ページをご覧ください。先ほどの 37 ページの東側の農地となっておりますのでございます。
会長よろしくお願ひいたします。

(会長) それでは、現地調査の報告を●●●委員、引き続きよろしくお願ひいたします。

(●●●委員) 議案第 4 号受付番号 60 と 61 につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われます。

(会長) ただ今、議案第 4 号受付番号 60 と受付番号 61 の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。引き続き利用権の設定です。よろしいですか。はい、それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 60 と受付番号 61 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号 62 について、事務局より説明を願ひます。

(事務局) 議案第 4 号受付番号 62 につきましては議案書 36 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 39 ページをご覧ください。それでは会長よろしく

(事務局)

お願いいたします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を●●●委員、引き続きよろしくお願いいたします。

(●●●委員)

議案第4号受付番号62の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第4号受付番号62の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号62について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、審議のほうは終わりたいと思います。これより報告に入ります。

それでは議案書37ページになりますが、報告第1号受付番号6農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条届出を事務局報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号6につきましては議案書37ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真40ページをご覧ください。こちら、40ページの上2枚の写真の分でございます。こちら、転用の面積が33平米と小さな面積となっておりますが、議案書備考欄にございますとおり、先月に届出のありました●●●●●●●●、こちらのほうが写真の40ページ●●●●と書かれた、手書きで●●●●と書かれたその白い所の農地ですね。こちらの土地と合わせて、この今回の受付番号6の33平米を一体で開発して、普通車30台を駐車する貸駐車場を運営するというものでございます。

なお、こちらの報告第1号受付番号6につきましては、令和元年8月1日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号6の報告がありましたけれども、何かご意見等ございますか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようですので、引き続き報告第1号受付番号7について事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号7につきましては議案書38ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真同じく40ページをご覧ください。こちらの案件につきましては、40ページ下側2枚の写真となっておりますところでございます。なお、先ほどの受付番号6とは一体で開発するわけではなく、それぞれで開発するというようにうかがっておりますところでございます。

また、報告第1号受付番号7につきましては、令和元年8月1日付けで会長専決をいたしまして、届出者

(事務局)

に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。それでは会長よろしく願いいたします。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号7の報告がありましたけれども、何かご意見ございますか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございますので、これで本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後2時44分 終了
